

第八十七回国会 法務委員会 議 録 第 六 号

昭和五十四年三月十六日(金曜日)

午前十時十一分開議

出席委員

委員長 佐藤 文生君

理事 青木 正久君

理事 濱野 清吾君

理事 西宮 弘君

理事 沖本 泰幸君

理事 稲葉 修君

理事 藤田 弘作君

理事 福永 健司君

理事 森 美秀君

理事 下平 正一君

理事 長谷雄幸久君

理事 小林 正巳君

出席國務大臣

法務大臣 古井 喜實君

出席政府委員

法務大臣官房長 前田 宏君

法制調査部長 枇杷田 榮助君

法務省刑事局長 伊藤 榮樹君

法務省保護局長 稲田 克巳君

法務省人權擁護局長 鬼塚賢太郎君

委員外の出席者

警察庁刑事局長 仲村 規雄君

最高裁判所事務総局長 大西 勝也君

最高裁判所事務総局人事局長 勝見 嘉美君

最高裁判所事務総局刑事局長 岡垣 勲君

法務委員会調査室長 清水 達雄君

委員の異動

三月十六日

辞任

原 健三郎君

前尾繁三郎君

横路 孝弘君

飯田 忠雄君

同日

辞任

越智 伊平君

森 美秀君

長田 武士君

補欠選任

越智 伊平君

森 美秀君

稲葉 誠一君

長田 武士君

同日

補欠選任

原 健三郎君

前尾繁三郎君

飯田 忠雄君

三月十六日

民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

は本委員会に付託された。

三月十六日

国籍法の一部を改正する法律案(衆法第五号)の提出者「横山利秋君外五名」を「横山利秋君外六名」に訂正する。

本日(三月十六日)の会議に付した案件

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日、最高裁判所大西総務局長、勝見人事局長、岡垣刑事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○佐藤委員長 内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、同じく下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

○正森委員 私は、まず、大臣が先日行われました所信表明演説に関連して、この中でいわゆるダグラス、グラマン問題については「檢察当局を信頼し、事態の速やかな解明を期待しております。」といううぐあいにお書きになっておりますので、その関係について、まず最初に若干質問をさせていただきます。

御承知のように、先日日商岩井の山岡、今村両名が逮捕されました。それに関連して、十四日でございますか、参議院の予算委員会が質疑が行われました。まだ速記録が出ておりませんので、念のためお伺いするわけですが、ある新聞によりますと、伊藤刑事局長はボーイング社の三千万ドルについて答弁をされた中で、私のいま引用しております新聞では、「架空預金らしい」という見出しで、「日商岩井がボーイング社との仲介手数料という名目で決済した三千万ドルは、ボーイング社から出たものではなく、日商岩井の架空預金をたらい回しした感じのものだ、こういう伊藤刑事局長の答弁がされたやに報道されております。

それで、その点についてどう承ってよろしいのかどうか、念のために御答弁を願います。

○伊藤(参)政府委員 そのとおりお答えをいたしております。そのたらい回しをいたしました架空預金のさらによつて来るゆえんについては、何も申し上げておらぬわけでございます。

○正森委員 そういふことは、別の言葉で言いますと、ボーイング社から日本航空に納めた七機の民間機、一機十五万ドル、計百五十万ドル、その中の一札に一々これがそのための金だと印刷してあるわけではございませんけれども、その百五十万ドルの中の三十万ドルとは必ずしも言い切れない、たらい回しの金であるから、そういうように承ってよろしいですね。

○伊藤(参)政府委員 札に印がないという意味において、そのとおりでございます。

○正森委員 そこで私は、両名の逮捕状といいますが、それは全部見ておるわけではございませんけれども、その被疑事実の日付に非常に注目をしているわけですか。

これを見ますと、アンゴラ航空へのB737型機二機を販売した手数料として受け取ったと見せかける文書を偽造したのは、五十一年の三月末ごろとなっております。そして、まず文書を偽造しておいてから、その文書に基づいてでしょう、五十一年の今度は六月十六日ごろ、同社のカリフォルニア・ファーストバンク・ロサンゼルスにキヨシ・ニシヤマの名義で預金してあった三十万ドルを米日商との交互計算勘定で引き出した、そしてこれを日商に送金した、こうなっているのです。

この五十一年三月末ごろと五十一年六月十六日ごろというのは、それぞれこれらの犯罪が行われた推定日時であると思われませんが、間違ひありませんか。

○伊藤(参)政府委員 そのとおりです。

○伊藤(参)政府委員 そのとおりです。

○伊藤(参)政府委員 そのとおりです。

○伊藤(参)政府委員 そのとおりです。

○伊藤(参)政府委員 そのとおりです。

○伊藤(参)政府委員 そのとおりです。

○伊藤(参)政府委員 そのとおりです。

○伊藤(参)政府委員 そのとおりです。

○伊藤(参)政府委員 そのとおりです。

○伊藤(参)政府委員 そのとおりです。

○伊藤(参)政府委員 そのとおりです。

○伊藤(参)政府委員 そのとおりです。

○伊藤(参)政府委員 そのとおりです。

○伊藤(参)政府委員 そのとおりです。

○伊藤(参)政府委員 そのとおりです。

○伊藤(参)政府委員 そのとおりです。

○伊藤(参)政府委員 そのとおりです。

○伊藤(参)政府委員 そのとおりです。

○伊藤(参)政府委員 そのとおりです。

○伊藤(参)政府委員 そのとおりです。

○伊藤(参)政府委員 そのとおりです。

○伊藤(参)政府委員 そのとおりです。

○正森委員 そこで法務大臣に伺いたいのです。五十一年の三月ごろ、五十一年の六月ごろというのは、政治的にどういう日時であったと思われませんか。

○古井国務大臣 とっさのことでありまして、正確かどうかはわかりませんが、例のロッキードの問題が表に出て相当にぎやかになっておった、あの時期のように思います。

○正森委員 御名答であります。なお、正確に申しますと、五十一年の三月というものは、ロッキード事件が表に出たのが二月の四日ごろでございます。その後二月と三月に二回にわたって衆議院の予算委員会証人喚問等が行われた時期、これが五十一年三月であります。五十一年の六月の時期というのは、六月二十二日より一連の逮捕が始まっております。つまり、いよいよ逮捕が出るぐらいまで被疑事実が固まったということで、新聞紙上に頻々とこれらが報道されていた時期であります。

したがって、これらの今回の日商岩井の私文書偽造あるいは外為法違反の事実、これはロッキード事件の発覚に伴って、場合によつたらそれに関連して調べられるかもしれないこととおもはばかつての一連の証拠隠滅、それが結局裏目に出て今回の逮捕につながったというように考えられると思うのですが、いかがですか。

○伊藤(憲)政府委員 ただいま、五十一年三月というのと六月というのと、二つの時点についての御推論を拝聴したわけですが、三月の時点は、ただいま御指摘のような御推論が成立し得る余地があると思えます。六月の場合は、これは交互計算勘定をいたします決算期末でございます。したがって、このことには余り意味がないと思えます。

○正森委員 詳細な指摘はありがたいと思えますが、しかしいづれにせよ、交互計算で引き出すには三月のこの私文書偽造がなければできないわけですから、いま伊藤刑事局長がおっしゃったのは、六月十六日以前に結局こういうことが計画された、それは三月の私文書偽造以後に実行された

ものであるという、範囲をより特定なきったという意味があると思えます。

そこで私は伺いますが、この山岡と今村については一介の職員であります。代表権を持っておりません。そこで私は、手元に日商岩井の職務権限規定を持ってあります。この職務権限規定を見ますと、こういうようになっておるのです。まず第一に、契約関係については、今回の契約というのは、アングラ航空にしましてもあるいはブリテッシュ・カレドニア関係のものにいたしましても、金額が非常に大きいですね。そういう大きい金額のものについては、その決済は管掌役員がやらなければならぬ、こういうことになっております。それから交互計算の運用についてであります。これは為替関係ですが、これは財務部長が決済をしなければならぬ、こういうことになっております。

そうだといたしますと、正規の文書についてさえ、この決済は営業関係の本部長あるいは財務関係の本部長がやらなければならぬわけでありまして、ましてや、それを偽造して行使するということになれば、一介の二職員ではとうていできないはずであります。それが正当な推論だと思えますが、検察はもちろんそれを念頭に置いて捜査していると思えますが、いかがですか。

○伊藤(憲)政府委員 先ほどの逮捕は、実行行為者を特定できましたので逮捕に踏み切ったわけですが、それから先のこととは今後の捜査にまつ部分だと思えます。

○正森委員 そういうことはよく知っております。私が聞いておりますのは、私が先ほど申し上げたようなことを念頭に置いて捜査をしておられるのでしょうか、こう聞いておるのです。

○伊藤(憲)政府委員 いろいろなことを念頭に置いて捜査していると思えます。

○正森委員 非常に間接的な形で私の質問を肯定されたと思えます。

海部八郎氏であったことは承知しておりますか。

○伊藤(憲)政府委員 私もおぼろげながらそういうことではないかと思えますが、検察当局はもろん知っているとします。

○正森委員 私は、まだいま名前の挙がった人物について強制捜査が行われているわけではございませんから、そこまで申し上げて、これ以上申し上げることは差し控えたいと思えます。

その次に、有森氏について衆議院が証言拒絶罪で告発を行いましたので、それについての捜査の心構えあるいは見込み、やり方等について、答えられる範囲で結構ですから御答弁を願います。

○伊藤(憲)政府委員 有森氏に対する告発は証言拒絶罪の告発でありますから、当然この証言の拒絶が正当な理由に基づくものかどうかというところが捜査の焦点になると思えます。正当な理由があるかどうかにつきましては、実は率直に申し上げて、予算委員会における委員長等からの求釈明に対する有森氏の釈明は、必ずしも十分ではなかったというふうに見えておるわけでございます。その点を突っ込んでお尋ねしていく、こういうことになると思えます。

ところで、証言拒絶事項はたしか十二項目にわたっておったかと思えますけれども、その十二項目のうちで最も最初に拒絶されたのが、海部メモというものを示されたときの拒絶でございます。したがって、その海部メモを示されたときの質問に対して証言を拒否されたということが、有森氏の言う外為法違反の訴追のおそれとどういふふうにつながりつづのか、この辺は十分吟味を要するところであろうと思えます。

そういう意味におきまして、予算委員会でも御答弁申し上げたかと思えますが、海部メモの性格等についてもある程度踏み込んでいかなるを得ないのじゃないか、そういうような感じを持っておりませう。

○正森委員 ただいまの刑事局長の御答弁は、特に三月五日の集中審議で大出委員の質問に対してお答えになった部分を指しておられると思いま

す。あのとき私も予算委員会に入っておりますので、ここに自分のメモを持っておりませんが、あえてもう一度申し上げるのは省略させていただきますと思えます。

そこで、要約いたしますと、有森氏の証言拒絶についてその当否を判断するためには、海部メモに記載されている内容そのものについても踏み込んでいかなるを得ないことだと思えます。

特に、これは福田勉夫氏からの告発もあつたので、一層そうであるということをお出しいたしますのではつけ加えておられると思えます。

そこで、私はあえて申し上げたいのですが、ここにオリンピックの海部メモを持っておりませんが、このレターペーパーが当時オリンピックホテルで使われておったかどうかということについてはお調べになっておりますか。

○伊藤(憲)政府委員 まだ、その点について捜査の程度がどの程度いつているか、報告を受けておりませぬ。

○正森委員 それでは私の方から、国会の超党派の使節団として参りましたときに調べてまいりました内容を申し上げて、御捜査の参考にしていただきたいと思います。

私も、たまたまシアトルに参りましたときにオリンピックホテルに泊りました。オリンピックホテルに泊りましたので、私が部屋に案内された最初にしたことは、備えつけてある机の引き出しをあけて、そのレターペーパーを探すということでございます。ここにレターペーパーがいろいろとございました。これを大臣と刑事局長に示してまいりました。これを大臣と刑事局長に示しますが、ここで非常に興味深いことは、レターペーパーの内容は違つておるが、オリンピックホテルの印ですね、マークは完全に合つておることです。もちろん、われわれのところにも合つておることは、もちろん、コピーにコピーを重ねたものですからわかりませんが、そういうことは非常にわかりやすい。住所はもちろん合つております。これは法務省に差し上げます。

いまお示ししましたように、オリンピックホテルのシンボルマークというのは合致しているわけでありませぬ。ただし、レターペーパーの内容、体裁は著しく異なっております。そこで訪米調査団は、私は立ち会いませぬでしたが、副団長クラスの方のお立ち合いによって、オリンピックホテルの支配人と、この点について問いただすというミーティングを持ちました。

そこで、その支配人が言いましたことは、この海部メモに使われた形式のレターペーパーは、確かに使われていた時期があるということでありませぬ。それは一九七二年までは使われておったということをおっしゃいます。なぜ七二年等が変わるかといふと、このオリンピックホテルでは、支配人の交代ごとにレターペーパーの様式を変えたとおっしゃいます。また私がオリンピックホテルに宿泊しましたときは、さらに新しい支配人の交代のある日でございます。それで昔のことをよく知っている人には面会できませんでしたが、その支配人の言うことには、支配人の交代ごとにレターペーパーの様式を変えるということと、それからこのマークが同じであるということと、かつて、この海部メモに使われたレターペーパーの様式は、一九七二年までは、六五年も合せて使われておったということをおっしゃいます。認めたとおっしゃることであります。

そうだといたしますと、私は、海部メモそのものが本物である可能性もあるし、仮にそうでないとしても、ここに書かれてある内容自体については、有森氏の証言拒絶が真摯なものであるならば、真実である可能性も強いというように思いますが、もちろんその可能性もあるということをお断りして、御調査の結果を十分踏まえて捜査すると思っております。

○正森委員 そこで私は、仮に有森氏の証言拒絶に相当な理由があるということになった場合に

は、今度は逆に、海部メモを全面的に否定なさった方の偽証罪の問題が起ると思いますが、それについても当然念頭にありますが、いかがですか。

○伊藤(義)政府委員 どうも、そう短兵急にそういう結論になるかどうかは、私もちょっといまよくわからないのですが、いざいしる、いろいろの可能性を念頭に置いて捜査するであろうことは間違いないと思っております。

○正森委員 ここ一、二週間が非常に微妙なときですから、そこらまでぐらゐの答弁しきれないと思いますが、私は、日商岩井の、名前は申しませんが、役員は、山岡、今村氏が逮捕されている事案についても、あるいは本院における偽証罪の関係についても、重大な疑惑の対象であり、それが解明されるのは日時の問題であろうということをお断りして、この問題に關係しての私の質問を一応終わらしていただきたいと思います。

法務大臣にお伺いしたいと思います。法務大臣としては、本件がたとえ政界に波及しようとも、いささかも検察にストップをかけることなご事態の真相を明らかにする、そういう決意であると思っておりますが、いかがですか。

○古井(國)大臣 毎々申し上げておるのでありますので、最も公正に、それから誤らぬように周到に捜査していくということ、これはあたりまえのことです。それから、それをどうのこうのということにはしないで、公正に捜査を進めていくということにするのが至当であろうと思っております。

○正森委員 それでは裁判所定員法關係について、非常に短い時間でございますが、質問をさせていただきます。今、裁判官、判事が一定数増員されるわけですが、これは何年ぶりですか。

○大西(高)裁判所長官代理者 このたび判事五名の増員ということでございますが、約十年ぶりのことでございます。

○正森委員 いままで判事補の増員は若干ずつ行われたのですが、判事の増員は十年ぶり、私たちは、裁判官が足りない足りないということ、現地の各裁判所の弁護士、それから住民、職員、裁判官すらからも聞いておりますので、非常にその手当てができていないというように思わざるを得ません。

そこで、それがどういふぐあいな悪影響を与えているかを、少し裁判所にもお調べ願ったので、明らかにしておきたいと思っておりますが、裁判官が常駐していない庁というのは、現在二百五十庁ぐらゐあると思うのです。これは四十一年には幾らぐらゐでしたか。

○大西(高)裁判所長官代理者 裁判官が常駐していません。五十三年度はたゞいま御指摘のよう約二百五十庁でございますが、昭和四十一年では地家裁支部、簡易裁判所合わせて二百二十庁ぐらゐになるかと思っております。

○正森委員 つまり、裁判官のおらない裁判所と、この間には三十三年度はたゞいま御指摘の間に三十庁ほどふえておるわけでありませぬ。そこで、次に伺いたいと思っておりますが、地裁の甲号支部というものは合議体を構成しなければならぬ裁判所でありませぬ。その甲号支部で、合議体を構成し得る三名の裁判官の配置のない支部というのは何庁ございますか。

○大西(高)裁判所長官代理者 現在、甲号支部で三人の裁判官が常駐していない庁、つまり二人以下の庁でございますが、三十六庁ございます。

○正森委員 昭和四十一年当時は幾らございましたか。

○大西(高)裁判所長官代理者 ちよつといま手元に資料が見つかりませんが、いまよりは少し少なかったのではないかと存じます。

○正森委員 それでは申し上げましょう。私のところに裁判所からいただいた資料では、昭和四十一年当時は二人庁というのは二十だった。それが現在では三十六に、ほとんど倍増しているわけですね。つまり、非常に裁判所の状況が悪

化しているということをお断りに示していると思っております。

そこで次に伺いますが、以上の傾向は裁判所職員の場合にも言えると思っております。独立簡裁というのがあります。——ちよつと間違えたかもしれぬ。独立簡裁で職員が二人のところもふえておると思っておりますが、それはいかがですか。

○大西(高)裁判所長官代理者 先ほどのお尋ねは裁判官でございますが、一般職の職員が独立簡易裁判所で二人しかいない庁は、昭和四十一年度におきまして二十でございますが、五十三年度では三十六庁ということになったわけでございます。

○正森委員 私のいまの質問もその点誤解がございまして、職員も合せて二人しかいないところが、かつては二十だったのが三十六にふえておる、こういう意味でございます。

次に伺いますが、そういうことであるのに、裁判官のうち判事の定員を増員しないというのは、どこに原因があったのだろうか。裁判官の判事の定員は千二百七十六名というのがずっとふえてこなかったわけですね。お答えは大抵給源がないということだろうと思っておりますが、終戦直後の数年間は、弁護士から裁判官になる数が非常に多かったのです。ところが、これが最近ではほとんどゼロに近い一名で、逆に検事からは五名とか八名とか相当数なっているのです。

法曹三者の一体の上からいっても、全部法曹資格を持っておるわけですから、弁護士から裁判官になるというのを、弁護士会とも協力して制度的にもっと考えていくということをやったらいかがですか。

○勝見(高)裁判所長官代理者 弁護士から裁判官におなりいただいている方は、終戦直後に新制度発足の当初におきましては相当数あったわけでございますが、最近、御指摘のとおり、本数に数えるほどしかございません。

この原因と申しますと、たびたびお尋ねがあり、またお答えしているところでございますが、

いろいろな原因が考えられます。私どももいたしましては、裁判官資格の方が裁判所に来ていただくことは、むしろ積極的に歓迎しているところでございます。ほつりほつりではございますけれども、お申し出がございました際には、ほとんど裁判官になっていただいているような最近の事情でございますが、御指摘の点は十分考えさせていただきます。

○正義委員 その点について、私は特に裁判所側の御注意を喚起したいのは、久しい間法務省、最高裁、日弁連の三者協議というものがたどたどおりました。それが昨年の秋ごろからやと復活をしたということで、信頼関係がますます回復しつつあると聞いております。それは非常に結構なことだと思っております。こういうように三者協議も開けないような状況であった。それは、私は一概に最高裁だけが悪いとは思いませんけれども、最高裁の方もそういう点について思いを新たにしないような状況では、弁護士から思い切った裁判官になろうという気に必ずしもならないのは当然ではなからうかというように考えるわけです。

それで、もうあとほんのしばらく質問させていただきますが、念のために数字を挙げたいと思うのですが、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案関係資料の二十二ページに載っておりますことを確認したいのですが、昭和五十年から五十二年における地方裁判所の民事・刑事新受件数というのがございます。

それを見ますと、第一審は民事も刑事もふえておるんですね。民事は昭和五十年が第一審が九万三千百十件、五十一年が十萬四千二百七十二件、五十二年が十一萬五千九百九十件、大体一〇〇程度ずつ伸びておるわけです。それから刑事については五十年が七萬六千五百四十八、五十一年八萬三千二百十二、五十二年八萬七千二百七十四、これまた五〇から八〇ふえておるということになっておりますが、これは間違いありません。

○大西最高裁判所長官代理人 最近における受件数の推移は、たゞいま御指摘のとおりでございます。○正義委員 ところが、もう一枚紙をめくりました二十四ページを見ていただきますと、一つの事件の平均審理期間、一件を処理するのにどれだけかかったかという平均が書かれておるのです。それを見ますと、第一審の地方裁判所では、昭和五十年に民事では十六・一カ月であった。五十年はそれが十五・八カ月、五十二年は十四・七カ月に減っております。刑事事件については五・七カ月、五十二年は五・一カ月に大幅に減っております。

一方では、裁判官が非常に少ないというのが、私がかく簡単に述べました数字でも出ておるのに、事件処理の平均月数は大幅に縮まっております。つまり、縮めなければふえた件数を処理できないから、縮めざるを得ないわけでありまして。ここに、五十四年一月一日の「裁判所時報」で岡原昌男最高裁判所長官の「新年のことば」があります。その中で「迅速な裁判が望まれることは多言を要しない」ということで、裁判の促進を非常に強調しておられるわけですね。ここから明らかに出てくることは、裁判官は足りないのに裁判は迅速にやれ、こういうことになる。だから、事件がふえておるのですから、前と同じ月数で処理しておるというだけでも非常な能率アップだの、ところが事件はふえておる、裁判官は余りふえないのに、処理月数は逆に縮まっております。いかに審理促進という名で裁判が早められておるかということがわかつておるわけですね。

私は、このことを一概に全部悪いと言っているわけではありません。私は弁護士として裁判に携わったこともございますけれども、事件によつては、早く片づけるのは当然だ、片づけるということは悪うございますが、処理するのが当然だと思われる事件もあるわけですね。しかし、非常な難事件もありまして、これは三年、五年、七年とかかるのは、ある意味では当然だと思われるような事件もあるわけですね。それを一概に迅速、迅速ということから、どういふようなひずみがおこるかということとを、現場の裁判官の声を読み上げますから、それを最高裁並びに法務委員長も聞いていただきたいと思います。もちろん大臣も聞いていただきたいと思います。

これは日本弁護士連合会が編集いたしました「裁判官」という本でございます。日本評論社から出ております。この本の中の二ページないし三ページに「判例時報」七百三十九号に載りました全国裁判官懇話会の報告というのがあります。つまり、裁判官が集まって懇話会を開いた。そこで裁判官が言ったことを収録しているわけですね。その中でこう言っているのです。これは刑事本庁の単独事件が約一二〇件あり、週一開廷半で処理する体制をとっているが、時には午前中四、五件を審理する時もある。このような場合、事実上書証の証拠調を極めて簡略にしなければならぬことが多い。訴訟法に照らしても、また被告人の立場に立つてみても、さらに広く法廷審理のあり方という点からみても、望ましいことではないと思つて悔やんでいる。……証人、特に被告人側の証人の証言、そして、被告人の弁解、あるいは言ひ分を充分聞いたであらうかと反省することもある。……要点に入ることには急なあまり、あるいは別の事件が次々と控えている、時間の余裕がないというような場合に、本来の訴訟指揮のあり方をこえて職権的、糾問的な態度をとる、被告人に納得できない審理の仕方をして、ひいては重要な事実を逃しているのではないかとおそれる。……しかし、この根本にさかのぼると、……物事を探究し、抱いた疑問を追求するには、単に心がけではなく、それ相応の研究、あるいは幅広い勉強が当然前提とされる。それが思うにまかせられないという事情がある。……現在、裁判官の増員の必要性が、極めて焦眉の問題になっているというように感じられる。多忙というこ

とから、ややもすれば、あるべき裁判の姿がゆがめられてくる。……これが現場の裁判官の声であります。また、別の裁判官であろうと思つて、こういうふうに言うておられるのです。……期日簿が月曜から金曜まで真黒になるほど事件がつまり、また毎日のように何件も落ちていく時期もある。そういう時期になると、遊びを犠牲にするのはやむを得ないとしても、まず家庭を犠牲にすることになる。……特に委員長にはお聞きいただきたいと思つて、家庭を犠牲にしてなおかつ足りなくなると、今度は事件を犠牲にするようになる。……実行猶予かというところを極め始めるときが……。……ところが、前科の関係で法律上執行猶予にできない事件であることが判明すると、被告人には非常に不幸なことなだけども、こちらの方は心の余裕が生まれる。審理で非常にくたばれて法廷から四時半頃出て来ると勾留請求書が記録と共に机の上においてある。このころはまず一番最初に請求書の被疑者の住居という欄をみる。住居不定というのは悩む必要がないのが大部分であるから、つまり、勾留できるというわけですね。……それができると……。……破産手前という状態に追い込まれてくると……。……これは財産のことを言っているのではないのです。自分の心境のことを言っているのです。……品性が非常に卑しくなつて、こういうことではおそろしく良心に従つた裁判には程遠いのではないかと思う。……非常に忙しい状況の下で裁判官は悪魔に奪われたいで良心を守つて裁判をするにはどうしたらいいかという問題は、私にとつて依然として深刻な問題である。……私に聞いておられます。……私どもは、こういう状態の裁判官に裁判をさせるというところは、基本的人権にとつて非常に問題があるというように思つておられる。

……とから、ややもすれば、あるべき裁判の姿がゆがめられてくる。……これが現場の裁判官の声であります。また、別の裁判官であろうと思つて、こういうふうに言うておられるのです。……期日簿が月曜から金曜まで真黒になるほど事件がつまり、また毎日のように何件も落ちていく時期もある。そういう時期になると、遊びを犠牲にするのはやむを得ないとしても、まず家庭を犠牲にすることになる。……特に委員長にはお聞きいただきたいと思つて、家庭を犠牲にしてなおかつ足りなくなると、今度は事件を犠牲にするようになる。……実行猶予かというところを極め始めるときが……。……ところが、前科の関係で法律上執行猶予にできない事件であることが判明すると、被告人には非常に不幸なことなだけども、こちらの方は心の余裕が生まれる。審理で非常にくたばれて法廷から四時半頃出て来ると勾留請求書が記録と共に机の上においてある。このころはまず一番最初に請求書の被疑者の住居という欄をみる。住居不定というのは悩む必要がないのが大部分であるから、つまり、勾留できるというわけですね。……それができると……。……破産手前という状態に追い込まれてくると……。……これは財産のことを言っているのではないのです。自分の心境のことを言っているのです。……品性が非常に卑しくなつて、こういうことではおそろしく良心に従つた裁判には程遠いのではないかと思う。……非常に忙しい状況の下で裁判官は悪魔に奪われたいで良心を守つて裁判をするにはどうしたらいいかという問題は、私にとつて依然として深刻な問題である。……私に聞いておられます。……私どもは、こういう状態の裁判官に裁判をさせるというところは、基本的人権にとつて非常に問題があるというように思つておられる。

ります。

それで、最高裁は毎年裁判官の増員を言っておられるようで、その御努力には敬意を表明しますが、必ずしもそれが予算上全部認められているわけではなくて、大幅にカットされております。現場のこういふ声を心にどめて、今後ともこれで十分とせずに努力を強めていただきたい、そして正しい意味での基本的人権を守るようにしていただきたい、こう思いますが、いかがでしょうか。

で、「その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しない者」は雇用してはならないことになっておりますから、警備業者は本人の犯歴について常に何らかの方法で照会をする、そして、その目的を何らかの方法で達する、こういうことが言われておるわけでありませう。

を満たしまして刑が消滅をいたしますれば、全く過去において刑に処せられなかった者と同じように社会的に扱われるべきものである、かように存じます。

うことになっておりますか。

○大西最高裁判所長官代理者 現在の裁判官の定員が必ずしも十分でないということは、正森委員御指摘のとおりでございます。最高裁判所とい

う点か私の焦点であります。

○伊藤(榮)政府委員 まず、検察庁におきまして

○伊藤(榮)政府委員 行政罰という言葉をどうい

たしましては従前から、その他の施策をも含めてでございますが、増員の点も努力をしてまいりましたし、今後とも努力をしてまいりてござい

ます、刑法三十四条ノ二の刑の消滅という意味は一体何であるか。ここで刑が終わつたのであるから、本人は全く普通人として社会で公的にも私的にも活動をしていこうという法律上の保護がある、こういうふうな解釈してよろしいものであるか、まず伺います。

○伊藤(榮)政府委員 刑法三十四条ノ二で刑の消滅という制度を設けておりますが、御承知のように、一定の期間罰金以上の刑に処せられることな

○仲村説明員 鑑識課長でございます。お答えいたします。

ります。ここに、保護司に対する環境調整事件担当通知書なるものがございまして。そしてその中で、きわめて詳細に犯歴が書いてあります。昭和二十五年十一月には道交法違反で科料二百円、二十九年にも科料五百円、三十年には覚せい剤取締法違反で罰金二千円、三十一年もあり、三十三年、三十四年、四十年と、この該当者の犯歴が詳細に記入をされております。

○伊藤(榮)政府委員 刑法三十四条ノ二で刑の消滅という制度を設けておりますが、御承知のように、一定の期間罰金以上の刑に処せられることな

か、その加除訂正をどういふ指示をもつて行

○仲村説明員 鑑識課長でございます。お答えいたします。

○正森委員 終わります。

○伊藤(榮)政府委員 刑法三十四条ノ二で刑の消滅という制度を設けておりますが、御承知のように、一定の期間罰金以上の刑に処せられることな

○伊藤(榮)政府委員 行政罰という言葉をどうい

○仲村説明員 鑑識課長でございます。お答えいたします。

○佐藤委員長 横山利秋君。

○伊藤(榮)政府委員 刑法三十四条ノ二で刑の消滅という制度を設けておりますが、御承知のように、一定の期間罰金以上の刑に処せられることな

○伊藤(榮)政府委員 行政罰という言葉をどうい

○仲村説明員 鑑識課長でございます。お答えいたします。

○横山委員 短い時間に御質問を進めますもので

○伊藤(榮)政府委員 刑法三十四条ノ二で刑の消滅という制度を設けておりますが、御承知のように、一定の期間罰金以上の刑に処せられることな

○伊藤(榮)政府委員 行政罰という言葉をどうい

○仲村説明員 鑑識課長でございます。お答えいたします。

すから、質問の要旨を各関係者に差し上げておきました。

○伊藤(榮)政府委員 刑法三十四条ノ二で刑の消滅という制度を設けておりますが、御承知のように、一定の期間罰金以上の刑に処せられることな

○伊藤(榮)政府委員 行政罰という言葉をどうい

○仲村説明員 鑑識課長でございます。お答えいたします。

ここに、保護司に対する環境調整事件担当通知書なるものがございまして。そしてその中で、きわめて詳細に犯歴が書いてあります。昭和二十五年十一月には道交法違反で科料二百円、二十九年にも科料五百円、三十年には覚せい剤取締法違反で罰金二千円、三十一年もあり、三十三年、三十四年、四十年と、この該当者の犯歴が詳細に記入をされております。

○伊藤(榮)政府委員 刑法三十四条ノ二で刑の消滅という制度を設けておりますが、御承知のように、一定の期間罰金以上の刑に処せられることな

○伊藤(榮)政府委員 行政罰という言葉をどうい

○仲村説明員 鑑識課長でございます。お答えいたします。

また一方、三菱銀行事件で銀行を襲撃いたしました者の十九歳、未成年のときの銃砲刀剣類取締法違反が新聞紙上で出たことも御存じのとおりであります。また一方、私が承知をいたしております警備業者——警備業者は御存じのように、業法の三条並びに七条で、禁錮以上の刑に処せられ

○伊藤(榮)政府委員 行政罰という言葉をどうい

○伊藤(榮)政府委員 行政罰という言葉をどうい

○仲村説明員 鑑識課長でございます。お答えいたします。

○伊藤(榮)政府委員 行政罰という言葉をどうい

○伊藤(榮)政府委員 行政罰という言葉をどうい

○伊藤(榮)政府委員 行政罰という言葉をどうい

○仲村説明員 鑑識課長でございます。お答えいたします。

う意味にお使いになったかはつきりいたしません  
が、普通、行政罰といえます場合には、二つござ  
いまして、一つは、行政上の必要に基づいて各種  
行政法規に設けられておる罰則、これに基づいて  
いわゆる刑罰が科せられる場合でございます。そ  
れからも一つは、そうではなくて、過料等の秩  
序罰を行政上の必要から科する場合がございます。

後者の、いわゆる秩序罰と言われますものにつ  
きましては、検察庁の犯歴票にはもちろん登録さ  
れませんが、刑罰として罰金なり科料等に  
処せられたものにつきましては犯歴票に記入して  
把握をする、こういう取り扱いになっておりま  
す。

○横山委員 先ほど引用いたしました警備業法あ  
るいは庶民金融業法、多くの法律の中に犯罪者の  
欠格条件を記入をいたしております。行政庁は、  
雇用の刑歴者に関する刑歴照会に対して、答え  
ておるわけでありませうか。

○伊藤(榮)政府委員 検察庁におきましては、一  
般の、たゞいまお尋ねのような人の資格等に関す  
る照会には一切応じておりません。

検察庁で照会に応じますのは、警察当局等から  
参ります犯罪捜査上の必要に基づく犯歴の照会あ  
るいは裁判所からの照会、そういったものに対し  
て答えまして、人の資格に関する問題は、もっぱ  
ら市町村役場の方でお答えになっておると思いま  
す。

○横山委員 警察庁は、実際問題として、警備業  
法等における欠格条件が、「禁錮以上の刑に処せ  
られ、」その執行を終わり、又は執行を受けるこ  
とがなくなつた日から起算して三年を経過しない  
者」といふようなことについて民間  
である警備業者から照会を受けた場合に、どうし  
ていますか。

○仲村説明員 警察の方にはそういう照会もござ  
いませんし、また、もし照会がありましたら、あ  
くまでも犯罪捜査の利用のために持つておるわけ  
でございますから、そういうものに対してはお答

えしないというたてまえになっております。  
○横山委員 当委員会ではそうお答えになるだろ  
うと私は思っております。

しかし、警備業者の中には、かつて警察に勤務  
しておいた者あるいはまたかつて法曹界においた  
者がおられて、それらの人が警察を通じて調査  
をすれば十分以内でわかる、こう言われておるわ  
けであります。また仮にそうでない場合、あなた  
のおっしゃるような場合でも、第七条によって欠  
格者を警備員としてはならないことになっておる  
のであります。雇用の場合、本人がそれを率直  
に申告をしない場合、それを知らずして採用をし  
たということが、もしあなたの言うとおりであれ  
ば、それが、そうだとすることになるわけでありま  
すが、それによって警備業法違反に問われる可能  
性が、それによってあるわけでありませうか。現  
実に、警備業に勤めておる職員が、その契約した会社荒らし  
をしたという事例についてはかなりの事例があ  
る。そういう事例について警備業者が常に警戒を  
することは当然である。

警備業者に言われれば、警察に調査を依頼され  
ばすぐわかつたと言われているのであります。こ  
の点をどうお考えですか。

○仲村説明員 警備業法の関係につきましては所  
管外でございますので、つまびらかに存してお  
りませんが、一応、職員を採用する場合には、業  
者の方で興信所等を利用して身元等を調査して、  
それから採用するというふうになっております。

○横山委員 保護司という仕事が、かなりその保  
護をする人間の経歴を知つてやらなければならぬ  
ことは、私もわからないわけではありませぬ。し  
かしながら、保護司もしよせん民間人でありま  
す。この民間人がかくまで詳しく本人の犯歴を、  
科料に至りますまで承知することについては、行  
政上の秘密、人権擁護上の秘密、そういうことに  
ついてどうお考えでありますか。

○福田(克)政府委員 お答えします。  
御指摘のとおり、環境調整を担ういたします保  
護司に対しましては、本人の前歴等詳細に記載し

たものを示して、環境調整に当たらしておりま  
す。環境調整を行います場合に、やはり本人の生  
活歴と申しますか、それを詳細知つた上で行うこ  
とが、より適切に行われることとなるかと思ひ  
まして、そういう生活歴を保護司に把握させるこ  
とという観点から、その一環として犯歴が記載され  
おるといふふうにしておるわけでございます。

もちろん、御指摘のように保護司は民間人でご  
ざいます。保護司法によりまして秘密の尊重、  
保持は厳格に守らなければならぬというふう  
に規定されておるところでございます。横  
山委員「罰則はありますか」と呼ぶ、いや、罰則  
はございません。

また、保護司の行います活動といひますのは、  
本人の改善、更生を図るといふところに主たる目  
的がございます。これを他に漏洩するといふ  
うなことは、かえつてその改善、更生を図る上  
において大きな支障を来すことになりませぬ。保  
護司自身が、仮にそういう本人の犯歴をさしに  
認識いたしておりましたとしても、これを第  
三者に漏洩するといふふうなことは、これを第  
私どもとしては確信いたしておるわけございま  
す。

○横山委員 法務大臣にお伺いをいたしますが、  
いままで私が整理をし、お答えを願つたように、  
刑の消滅といふことを刑法三十四条ノ二で言いな  
がら、実際は行政内部におきましては、まさに一  
人の人間が犯した犯罪といふもの、犯歴といふも  
のは未来永劫に行政内部にとどめられる。そし  
て、それがいろいろな形をして現実に漏洩されてお  
る。そして刑の消滅の法律的な効果、伊藤刑事局  
長が申しましたような、そういう法律的效果が  
出ていない。漏らしてないと言ひながら、保護  
司は特別だと、こうくる。警備業者が調べてくれ  
と言ひば、先輩、後輩の関係もあって、ないしよ  
だが、あれはちよつとおかしいぞ、こういうこと  
があつたぞといふふうにならないしよに漏らす。

したがって、このことは刑法三十四条ノ二の刑  
の消滅の効果といふものが、行政上にも法律上に

も両面にわたつて、消滅する効果がもたらされて  
いない。そのことは人権擁護上きわめて重大なこ  
とだと私は思ふのであります。三菱事件の犯人が  
銃砲刀剣類違反を十九歳のときに犯したというこ  
とが、どうして新聞は承知ができるのか。これは  
明らかに、刑が消滅しておるにかかわらず、それ  
を検察庁が漏らした、こう考えざるを得ないので  
あります。

したがって、私はあなたにお伺ひしたいこと  
は、刑の消滅ということが、一たん消滅した以上  
は、一個の人間として法律上も罪を犯したとい  
うことが全く白紙になつて、法制上にも普通人と同  
様のあらゆる保護が受けられるということに、人  
権上も法律上も嚴重に処置をせよする必要がある  
と思ひますが、いかがですか。

○伊藤(榮)政府委員 大臣がお答えになります前  
に、お尋ねの中に、事実関係でちよつと気になる  
ところがありましたので申し上げますが、三菱銀  
行事件の場合は、銃刀法の前科とか道交法の前科  
とか、そういうこともおっしゃいましたけれど  
も、新聞等で一番報道されたのは強盗殺人の保護  
処分歴ということであつたと思ひますが、これら  
につきましてももちろん検察庁の犯歴票には載ら  
ない事柄でございます。それに関連しましては、  
いまのお尋ねの中に、検察庁が漏らしたのではな  
いかといふお尋ねのようなお言葉がありましたけ  
れども、この点は全くそういうことがあり得ない  
わけでございますので、それを前提にお聞き取り  
いただきたいと思ひます。

○古井國務大臣 刑が時効で消滅する、刑の時効  
あるいは公訴権の時効、消滅してしまつた、そう  
いう人について、きれいなさっぱり何もなかつた  
といふことではないかと、人権擁護という立場から  
悪いのではないかと、こういうふうな御論旨のよう  
に聞いたわけでありませぬ。

私は、個人の意見がもしも、人権というこ  
との大切なことが少し徹底してないような実  
感を持つておるのです。人権宣言から大民主  
主義社会は発展したのであつて、これがとだつ

たのに、人権の問題はもう少し認識が不十分じゃないかという気が前からして居るのであります。ですから、いろんなことで、そういう意味で人権擁護という人権尊重の立場から考えてみなければならぬことがあるのではないかと。

それで実は横山さんは、直接ではないかも知れぬけれども、時折考えがびったり合わぬことがある。たとえば入管の記録を出せ。個人個人の行動を全部さらけ出す、古いときから。その人間の権利にかかわってくるのですけれども、しっかりと出さなければならぬものか、あるいは、そこまで脱線したら、これはまたしかられてしまうかも知れぬが、この前もあつたが、灰色高官というのは、金の授受はあつたにしても時効でもう消えてしまつて居る。けれども、これをさらけ出せ、これは人権はどうなる、いわば人権という問題の考慮というものは、私はいろいろ考えてみなければならぬ点があるように思ふのです。それが一つです。

一方、どうにもやむを得ぬ公益上の必要とか、そういう場合はそれはどうするか、どっちにウエイトを置いて考えるべきか、非常に考えにくい場合も起こるのです、別のそういう要求もあり得ることです。それで、手放しで議論をするという、柱に人権擁護ということはある、また、片っ方は公益とかあるいはどうしてもそれが必要なような業務関係のことかあります。もので、きれいきっぱり右と左、こういうことに考えまして、簡単に明瞭に言つていいものか、私は、実は十分よく考え切れずにおるのです。

しかしながら、どっちかという、人権尊重という方がいままでちょっと弱いというような感じがして居るわけでありまして、右から左、一刃両断式でいけるものか、もつと規則や何かというところを超えてどうか、それ以上に考え方を立ててみなければいかぬじゃないか、こういうふうな思つておられます。いまの法制あるいは理屈などのことは、当局の方が説明申し上げておるのが現状だ、こういうことであります。

○横山委員 法務大臣は、巧みに私の質問の趣旨

をすり変えているような気がするわけですが。

犯罪歴というものと人権ということについて、抽象的でなくして、刑法三十四条ノ二に刑の消滅をうたつて居る、その刑の消滅という意味は、いま政府側と私どもとの間には意見の相違というものはないので。その刑の消滅ということがありながら、事実は、行政上の必要によつて犯罪歴が未来永劫なされて居る、そしてそれがゆえなく漏洩されておるといふ疑いがある、私はこう言つて居るのです。

入管の記録は、犯罪歴をわれわれが追及して居るわけでは無いのであります。このことを突き詰めていきますと、公益上の問題と人権の問題と、どちらが優先するかという問題にはなるではありましょう。なるではありましようが、いま引用されました入管の記録というものは、公益上政府が守らなければならぬ行政上の秘密であるかどうかについては、これは疑わしい。むしろその問題で政府が言つて居るのではなくて、国会運営上言つて居るのだと私どもは理解しておるわけでありまして、気持ちをはわらないわけではないのですけれども、引用の仕方について、ちょっと誤解があると私は申し上げておきます。

そこで、時間がありませぬけれども、恩赦については犯罪歴に記録されるのであります。刑の消滅をしたときに、コンピュータによる犯罪歴だと思ふのであります。それらについて正確に、刑の消滅が何月何日に行われたということに記録され、それが市町村その他に通告をされて居るものであります。どうですか。

○伊藤(義)政府委員 検察庁が保管します犯罪歴には、何月何日刑の消滅ということに記載いたしません。これは、犯罪歴にすべてのいわゆる前科が載りますので、それを見ることによりまして、消滅しておる前科であるかどうかすぐわかるからでございます。すなわち、犯罪歴に基づく前科調書を見る人は法律家あるいは捜査官でございますので、そこまでの配慮はいたしておりません。一方、市町村の犯罪人名簿におきましては、刑

の消滅あるいは恩赦等がありますと、その部分は全く読めないように削除して編製することとされておりました。市町村に対しては、検察庁が市町村からの定期的な照会に応じて回答して居るところでございます。

○横山委員 裁判の記録と保存及び公開と刑の消滅とは、どういふふうな処理をされておるのですか。

○伊藤(義)政府委員 裁判の確定記録につきましては、一定の基準を設けて、その期間保存をしておるわけでございます。

そこで、お尋ねの趣旨に即して考えてみますと、保存期間の長い確定記録につきましては、当該被告人であつた者について刑が消滅してしまつて居る場合も起こり得るわけでございます。その場合に、たとえばこの記録を閲覧を許すか許さないかという問題が、そこに一つ起るわけでございますが、何分裁判記録につきましては、刑事訴訟法五十三条で公開をするというのが原則とされておるわけでございます。この趣旨は、憲法で定められた裁判の公開の原則を補完する趣旨で、このような規定が置かれておると思ふわけでございます。したがって、刑の消滅した裁判記録であるからということで、たとえ閲覧を拒むということは憲法八十二条の趣旨を補完いたします。刑訴法五十三条の趣旨に反するということになりまして、一応お見せをする、こういうたてまえになつておるわけでございます。

ただし、もちろん刑訴法五十三条にも書いてございますが、一般の閲覧に適さない性格の事件に関する確定記録は閲覧を許可いたしませんし、また閲覧する人が、記録で見ました内容を正当な理由もないのに流布して、関係人の名誉を毀損する行為に出るおそれがあるというような場合も、閲覧をお断りすることになつておりますが、原則としては、ただいま申し上げたような取り扱いをいたしておるわけでございます。

○横山委員 それでは、時間がございますので、関係の各省庁に強く希望をしておきたいと思

います。

犯罪者が一定の刑罰を受けて刑務所に入つて、そして更生して、その更生の過程に並み並みならぬ国民の協力を受けて更生をし、新しい職業について、そして社会人として活躍する過程において、刑の消滅が実際にいままお多くの障害に突き当たつておるといふことを考えざるを得ません。人権擁護局から発行されております本を見ましても、いわゆる前科ということが、どれほど本人の更生の上にも、あるいは就職とか人生経験の上にも障害になつておるかという記録を見ますと、どうしても各関係者に対しては刑の消滅が本当に実効をあらわすように、行政の秘密が漏れておるといふ私の疑いが、いま具体的に、時間がございませぬから、また支障がありますから申し上げることはできませんけれども、実際問題として、行政上の秘密が容易に漏洩されておる、そして、それが善悪であれ、悪意であれ、本人に非常な障害を与えておることを十分認識をされて、これらの人間が支障のないように、行政上の秘密については十分な配慮をしてもらいたいと思ひます。法務大臣いかがでございますか。

○古井國務大臣 御趣旨はまことにござつとも千

万だと思ひます。

○横山委員 終わります。

○佐藤委員長 西宮弘君。

○西宮委員 私は、いま提案されております二法案に関連をして、若干お尋ねをしたのであります。

前回も、いま裁判官の数が足りないという問題について、一般の国民が、つまり裁判所を利用しなければならぬ関係当事者が大変に迷惑をして居るといふ問題を指摘したのであります。いま同僚議員から、裁判官も困つて居るといふ話がありました。私は、前回も若干その点についても指摘をいたしまして、その際は、やめた裁判官、あるいはまた現職ならば名前を秘してA、B、Cといったような匿名で意見を述べて居るのは、まことに不明朗だといふことを言つたのであります。

○横山委員 それでは、時間がございますので、関係の各省庁に強く希望をしておきたいと思

が、ここにはそれと反対の、堂々と名前を出して  
いる裁判官が出ております。ただし若干古いの  
ありますが、昭和四十六年の「法律時報」に載っ  
た野瀬高生という横浜地裁の裁判官であります  
が、やはりこの人も「裁判官の実働員数が不足の  
ため、裁判官一人の負担がいちじるしく過重とな  
り、ひいては裁判官の健康を害し、仕事の能率に  
も響いて来るのである。」ということなどを  
述べております。そして「一人当たりの手持件数  
は増加し、民事部においては次回期日が六カ月前  
になるというの、少なくない。こうなると、六  
カ月前に記録の読み直しをせねばならず、能率を  
害することおびたしい。」こういうことを主張  
しているわけです。

そこで、私は、こういう状況下であって、いわ  
ゆる裁判をしない裁判官というのが相当数あると  
いうことを問題にしたいのでありますが、このこ  
とは事前に申し上げておいたので、数字があつた  
らお示しを願います。

○大西最高裁判所長官代理人 西宮委員御指摘  
の、裁判をしない裁判官ということで申し上げま  
すと、現在、最高裁判所の事務総局で司法行政事  
務をやっております者が四十四名ございますが、  
そのほかに、高等裁判所の事務局長と申しまし  
て、高等裁判所八つございまして、それぞれに一  
人ずつおられますので、それが八名で、合計五十二  
名現在おることになっております。

○西宮委員 まだそのほかに、たとえば研修所の  
教官とか、いろいろあるのじゃないですか。  
○大西最高裁判所長官代理人 研修所の教官も裁  
判を直接はやっていないという意味で申し上げま  
すと、司法研修所、書記官研修所等の教官とい  
はしまして三十五名、それから最高裁判所に裁判所  
調査官というのがありますが、それが二十八名。  
それらを全部ひくると百十五名という人  
数になります。

も結構だろうし、あるいは裁判官としての貴重な  
経験が生かされるということも結構だと思いま  
すけれども、こんなに数が足りないということが問  
題になっている際に、大変もったいないと思うの  
です。

いまのお話では、事務総局に四十四名いるとい  
うことですが、元来事務総局に配置をされる人  
は、事務次長あるいは局長、課長などでありま  
す。これはいづれも「裁判所事務官を以てこれに  
充てる。」という規定になっているわけですね。こ  
れは昭和二十二年の最高裁の規則であります。こ  
れが二十五年に、裁判官をもって充てることもで  
きるというふうに変更されたというお話を聞い  
て持ってきたのですけれども、この二十二年十二  
月一日の規則は、いまはもう死んでしまったので  
す。

○大西最高裁判所長官代理人 最高裁判所事務総  
局におります事務次長、局長、課長等は、裁判所  
法によりまして裁判所事務官となっておりますの  
はそのとおりでございます。

それで、実は当初はむしろ裁判官から裁判所事  
務官にかわりまして、事務官として勤務してお  
たという時代もあつたわけでございますが、ただ  
いまちょっとおっしゃいましたように、昭和二十  
五年に最高裁判所の規則といたしまして、司法行  
政上の職務に関する規則という規則がございま  
して、その規則によりまして、裁判官の身分のま  
まで司法行政上の職務に充てることとございま  
す。この関係になったわけでございます。この規  
則を受けて、最高裁判所の裁判官会議でそれぞ  
れ特定のポストを指定いたしました。そのポスト  
については裁判官をもって充てることとございま  
す。法制上の根拠としては、以上のとおりでござ  
います。

○西宮委員 元来は、そういうふうな事務官をも  
つて充てるというのが、いわば大原則であつたわ  
けですが、そしていまお話しのように、身分を裁

判官から事務官に切りかえて、その仕事に従事  
させるといふことをしておつたのだが、そうなる  
と給料が下がってしまう、かわつた人に大変気の  
毒だということで、裁判官を充ててもよろしいとい  
うふうな、昭和二十五年に変わったと聞いておる  
のですけれども、そういうことですか。

○大西最高裁判所長官代理人 御指摘のとおりで  
ございます。

○西宮委員 私はまことにもったいないと思つて  
おる。単に給料関係だけで、裁判官の方が待遇  
がいいというので、その身分で司法事務をやらせ  
る、司法行政をやらせるといふことは、まことに  
もったいない限りだと思つておる。

ついでには、少し具体的にお尋ねをいたしますが、  
いわゆる事務総局の仕事は、事務次長のもとには  
秘書課、広報課というのがあつて、あとは総務  
局、人事局、経理局、民事局、刑事局、行政局、  
家庭局、この局の名前だけ見て、まあ、確かに裁  
判官の知識経験を必要とするというふうな思われ  
るところもあるように思いますが、純然たる  
いわゆる事務系統のやる仕事、そういうものが  
たくさんあるはずだと私は思つておる。

その代表的な一例として、まず経理局について  
お尋ねをしますが、経理局では局長と、それから  
課長のうちで裁判官はどれとどれですか、何課長  
ですか。

○大西最高裁判所長官代理人 現在、経理局で裁  
判官をもって充てておられますのは、経理局長と総  
務課長と主計課長の合計三人でございます。それ  
以外に一般職の課長が四、五名おるといふこと  
になっております。

○西宮委員 総務課長、主計課長などというの  
は、私は、裁判官——第一、局長が裁判官で餞勘定  
をしていられるというふうなものも全くとつたない話  
です。総務課長しかり、主計課長しかり。これ  
は恐らく主計課長なんというものは、大蔵省の主計  
局と対応するセクションであるかもしれません  
が、予算の折衝なんかをやっておるのでしょうか。  
そういう人が裁判官でなければならぬという必要

は毫もないし、実にもったいないと思つただけ  
でも、これは改める意思はないのですか。

○大西最高裁判所長官代理人 先ほど申し上げま  
したように、経理局でも一般職員をもって充て  
ておる課長の職があるわけでございます。用度課長  
でありますとか監査課長でございますとか厚生管  
理官でございますとか、課長職が幾つかあるわけ  
でございますが、そういうものは一般職をもって  
充てております。

ただいま申しましたような経理局長、それから  
主計課長、総務課長といふものは、特に主計  
課長について申しますと、裁判所予算の全体につ  
いてまず大蔵省の主計と交渉いたします場合に、  
何と申しましたも、裁判官としての実務の経験も  
あつて実際の裁判というものをやられた者であり  
まさんと、なかなか十分に御説明もできないとい  
ふようなこととございます。総務課長も経理局全体  
の仕事を経験的に見ておるといふことがございま  
す。それ以外にも、賞与の関係もございませぬ。  
裁判所の庁舎を建てますについては、もちろん細々と  
した技術的なことについては、それぞれの職員に  
任すわけでございますが、裁判所の庁舎として法  
廷が一体どういふふうにあるべきか、それから裁  
判官室とか書記官室とかはどうあるべきかとい  
ふふうないろいろな問題がございまして、そういう  
場合には、何と申しましたも、やはり裁判官とし  
ての実務経験を持った者がやる方が、たとえば大  
蔵省と折衝いたします場合にも迫力もあつて  
十分な御説明もできるといふことに相なるわ  
けでございます。

そういうこととございまして、経理局長、総務  
課長、主計課長、決して餞勘定をやっておるとい  
う趣旨ではございませんで、餞勘定をやってお  
る者を総括して裁判所の予算全体を見ていく、こ  
ういふ立場にあるわけでございます。私どもとし  
ても、西宮委員御指摘のように、できるだけ司法  
行政の仕事に裁判官を携わらすといふことはしな  
いように、できるだけ減らしていく方向に行きた  
いというふうな考えておられますが、いま具体的に

は、これは改める意思はないのですか。



問題となつておられます。経理局長の局長、両課長につきましては、ちよつと一般の職員にかえるという事はむしろできない職に当たるのではないかと、いふように、現在のところは考へておるわけでございます。

○西宮委員 先ほど総務局長の御答弁で、もともとは事務官をもつて充てるということだったといふわけでしょう。だから、いまの経理局長とかあるいはお話しする局長のとき、これは当然事務官をもつて充てるべきですよ。

それをさつきの御答弁のとおり、それでは給料が安くなるというので、裁判官を現職の裁判官のままこれに充てておるといふことなから、要するに、それほど裁判官としての経験が必要だといふならば、裁判官の経験を豊富に持った人を充ててもいいけれども、それは事務官に切りかえて、そして給料面は何らかの方法で考慮するといふことにして、それでその人をそこに充てるといふことのできるにできて、そうすれば、少なくともこの経理局長だけでも三名は人が浮く。それは、そういう経験を持った人の方が便利だといふ点は確かにあると思う。だけれども、単に便利だといふことだけで、この人の足りないときに、こういう人の使い方をしようといふのは、まことに不合理きわまると思つておるのです。

時間がなくなりまして、続いてお尋ねをしますが、たとえば高裁の長官、事務局長といふのでしたかな、この人はどうなるのですか。だから私は、高裁の長官が裁判はやらぬといふのも、これはまたもつたないと思つておるのです。最高裁の長官は裁判をやるわけですからね。それに比べて、高裁の長官が司法行政だけに専念するといふことは、実にもつたない。もしその局長もそうだと、いふならば、ますます私には不経済だと思つておるのですか。

○大西最高裁判所長官代理者 ます、高等裁判所の長官でございますが、高裁の長官全部が全く裁判事務をやつていないといふわけではございませんで、一番大きい東京高等裁判所でも、特別な事

件については長官みずからが裁判をおやりになることもございますし、高等裁判所でも比較的小さいところでは、長官も過去において裁判をおやりになったところもございますし、現在でも、小さいところではあるのではないかと、いふように考へておられます。もつとも普通の裁判官のように、フルにやつておるといふわけではございませんで、司法行政事務もやり、裁判事務もごく一部やるといふふうなことになるわけでございます。

むしろ高裁の事務局長の方も、小さいところは一部裁判事務をやつておるところもございまして、大部分はやつていないことになるわけでございますが、高等裁判所の長官と事務局長につきましても、その高裁管内全体の司法行政事務がたたくさんございまして、それはやはり裁判官としての先陣、裁判官としての経験を保持しておる者がやるのが非常にぐあいがいいと思つておるでございます。

特に裁判官の人事につきましては、最高裁判所だけがやつておるわけではございませんで、高等裁判所が管内の裁判官の人事についてある程度の立案もして、最高裁判所の方へ持っていくといふこともございます。人事以外にも司法行政のいろいろな企画立案をする事務がございまして、そういうものを事務局長が高裁長官を助けてやるという関係になっておるわけで、そこら辺のところも私もとしましては、最小限度いまだところ、高裁長官のほかに事務局長一人くらいは司法行政をや

る者がいないと、うまく動いていかないのではなにかといふふうな考へておるわけでございます。○西宮委員 これは大臣に後から一括して御所見を伺いますが、いま私が申し上げている点は、本来裁判官でなければできない、つまり裁判ではない、そういう事務、雑務、いわゆる司法行政だけをやらして、そういう点で問題だといふことを私は指摘しておるわけで、あるいはさつきのいわゆる研修所の教官みたいな人も、これは全く例外として、裁判所法の附則に「最高裁判所は、当分の間、特に必要があるときは、裁判官又は検

察官を以て、司法研修所教官又は」云々というふうなことで、それに「充てること」ができる」といふことになって、この裁判所法ができたとき、「当分の間、特に必要があるときは」といふことで、きわめて限定した例外措置として認めなければ、それがいま恒常化しているといふことは、これまた大變に不合理だと私は思つておる。どうですか。

○大西最高裁判所長官代理者 先ほど西宮委員からも御指摘がございましたように、裁判官の官職を有したままやる、研修所教官ですとか、調査官ですとか、あるいは事務総局の職に充てられるといふ関係につきましても、できるだけそういう者が裁判官の職から離れて、たとえば転換をいたしましてそういう仕事をやらなければならないことも、確かにございまして、全体としての裁判官の給源、法曹の給源といふものが限られております以上は、そういう者が、仮に給与上の問題はすべて解決いたしました、そういう官職に転換いたしましたといつても、裁判官の実数としては結局は変わらないわけでございます。それだけ定員があげばどどん理まるということでございます。と、それはそれとして、他の問題が解決しました場合には、そういうことも考へられるわけでございますが、いま申し上げましたように給源が限られております以上は、結局のところは裁判官に実際に携わる人数には影響がないといふことに相なるわけでございます。先ほど来重ね重ね申し上げておられますように、裁判所といたしましては、できるだけそういう裁判以外の仕事をしておる裁判官を少なくしていこう、いきたいといふことは考へておりますし、過去においてもそういうことをや

つてきてまいつておられますが、現状でこれ以上これを減らすといふことは、なかなか困難な事情にあるわけでございます。○西宮委員 その給源がないのだといふことになつてしまふ、もう何をか言わんやで、論議する必要は全くないわけですね。論議の余地は全然なくなつてしまふ。ちよつと、自衛隊の隊員をふやしてもさつぱり充員されない、定数だけふやしても何にもならぬといふことがよく問題になっておるようだけれども、それと全く同じことで、給源がないのだと言ふなら、今回の定数の増員なども、ふやしてみても給源がなければどうしようもないので、問題にならないと思つておる。

しかし、それは、どうしてその給源を拡大するかといふことはいろいろむずかしい問題がたくさんあります。必ずしも裁判官を志望しない、むしろ在野の方がいいといふようなことを考へる人もあるだらうし、いろいろあるから、その辺にはいろいろ問題があると思つても、ただ給源がないからといふことだけで片づけてしまふといふのは、余りにも重大な問題だと私は思つておる。

いろいろさつから指摘をされたように、裁判官が足りないために国民の側で迷惑をしておる、あるいはさつき申し上げたように、裁判官が負担の過重に耐えかねて非常に疲労しているといふようなことを裁判官自身も言つておられるけれども、同時に、当事者の側からも、そのために非常に感情的な発言あるいは感情的な訴訟指揮、そういうことをやられて、全く萎縮してしまつて、言いたいことも言えないといふような苦情なども寄せられているわけですね。そういうことを考へると、私はまさに重大な問題だと言つざるを得ないわけですね。だから、私の指摘したいのは、裁判官でなければやれない仕事は、これは当然だけれども、そうじゃないものまでできるだけ一般の行政官に切りかえていくことが必要だといふことを強調したいと思つておる。

これは狭山事件の判決のときの朝日新聞の社説であります。一審はわずかに半年の期間で片づけてしまつた、二審は十年以上かかつた、まさに異常だといふことを指摘している。私は、いま狭山事件の問題をこゝで論議するつもりはありませぬけれども、そもそも一番基本になるべき一審で十分審理をしなかつた結果だといふことを、この

社説は主張しているわけだけれども、恐らくこれなども必ずしも人が足りないというだけではなかったかもしれないが、きわめて複雑に一番で扱ってしまった。そういうことがそもその原因で、今日あれほど狭山事件というのが天下の大問題になつていてということを見ると、私は、もう少し慎重に審理をするために、裁判官に余裕を持たせればよかつたのじゃないかということを感じするわけです。いま別にこれに対する回答はいたしません。

もう一つは、これはちよつと変わったケースで、ただ私の地元に近い問題でありますから、こんなケースもあるのだ、これは一体どこに欠陥があるのだろうかということをつくづく感ずるのだけれども、具体的には何も通告をしておりませんから、御返事がなければなくても結構です。

これは福島県の郡山で、運転手が酒に酔つぱらつて車を運転して、民家に突っ込んで大変な損害を与えたという事件なんです。それで、その運転席と助手席に二人、AとBと乗つておつて、最初には検察官の方では、Aが運転者だということと訴追をしたわけです。そして五万円の罰金で簡裁から判決の言い渡しがあつたわけです。そうしたら、本人Aはそれに不服だということで控訴をした結果、Aの控訴が認められて、Aは運転者ではないということ、彼は完全無罪になつてしまつた。そして郡山の区検は上告をしませんでしたから、それで確定してしまつたわけです。そうしたら今度は、Aが無罪になつたのでBが問題になつたわけですね。ところが、郡山の区検ではいろいろ検討したけれども、やはり運転しておつたのはAだ、Bは運転者ではなかつた、助手席にいたのだ、そういう判断をして、これは不起訴に決めました。

ですから、民家は堂々と破されたわけだけれども、その犯人はAとBと全く無罪というのか、全然対象にされないで終わっているわけですね。それで今日非常に困つているという問題があるのだけれども、これは、裁判官の数が足りなかつたか

ら、こうなつたのじゃないかもしませんが、この辺ももう少しちゃんとそのときに、その現場には警察官も行ったのだから、どっちが運転席に座つておつたのか、その辺はもう少し慎重に確認されてしかるべきではなかつたかと思うのです。

最後に、時間が足りなくなつてしまつたけれども、私は今月号の「法学セミナー」に例の横川元札幌高裁の長官が連載している、随想録みたいなものを書いてあるわけですが、その中に、私は非常に感動したのは、できるだけ裁判官と検察官と弁護士とが事前に徹底的な協議を重ねて、それで今日まで私は非常にスムーズに裁判を運んできたということ、いろいろな例を挙げて言つて

いるわけです。たとえば一例を挙げると、例の六〇年安保の際に国会に乱入したとか、あるいは羽田の空港で占拠をしたとか、それで彼は、そのうちの三十三名のグループ、それが最大のグループだつたそうだけれども、それを引き受けて二百名余りの証人尋問をしながら、一年二カ月で結審してしまつたということ、それは一つの例です。

よ、事前に徹底的にそういう三者が、裁判官と検察官と弁護士とに集まつてもらつて、徹底的に段取り等について相談をしたということ、これを言っているわけです。私は、そういう態度で行つたら、そこに初めて信頼関係が生まれてくるし、そこに初めて能率的な裁判が行われるということが言えると思うのです。

もう時間がありませんから、最後に大臣に伺つて終わりにいたしますが、いまの問題もひつくるめて、裁判に臨む大臣の態度を、そういう点で一言お答えをいただきたいと思ひます。

○古井国務大臣 問題は、大体、裁判所、最高裁、その節でお考えになるのがよい問題でありまして、私の方から言つると、少しなわ張りの外みないなことになるような気はいたしませんけれども、しかし、裁判官の定員にしましても、国会に対しては改正案をわれわれが提案説明して、責任を持たなければならぬというふうなこともありますか

ら、決して無関係ではないわけでありまして、大いに関心も持つておるわけでありまして。

裁判官の数が足るか足らぬかという問題は、大體は足らない、少ないというのが定評になつてい

るように思つております。ただし、それなら幾らでもどんどん裁判官をふやせるかという、それもいかに。裁判官から弁護士さんになる人はたくさんあるけれども、弁護士から裁判官になるという人はなかなか少ないですね。御承知のように、だから、実問題はいろいろあると思ひますけれども、足らぬというのは定評にたいに思つて

です。それじゃ、どうしたらふやせるか。議論は議論で、なかなか実問題はやさくないと思ひますが、確かに問題だと思ひます。そうすると、十分に数をふやせないとするならば、裁判官の質の問題があると思つて、研修の問題があると思つて、そういうことで、不十分であれば補つていくということも考えなければいかにぬのじゃないだろうかと思つております。

それについて、いま最後にあなたは、いまの法曹三者のことについてお話しでしたが、これはまことにごもつとも千万で、それは立場が違うから議論はしなければなりません。それは大いに、余すところなく議論はすべきです。しかし、けんか

をしなければならぬ、つまり感情的に、かたきみにたいに思つておかしいので、やはり三者が溶け合うということは残された大問題だと思つて、この関係がよい傾向に向いてきているように思ひます。何とかこれを、いい方向に來ておるのだから、発展させるようにできないものか、そういうふう

に思つております。まことにばやんとしたようなことで恐縮であります。○佐藤委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○佐藤委員長 これより両案について討論に入るのでありますが、それぞれ討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○佐藤委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○佐藤委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○佐藤委員長 次回は、来る二十日火曜日午前十時理事会、午前十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十四分散会